

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 概要

本仕様書は桑名広域環境管理センター搬入計量装置修繕に適用する。

### 第2節 一般事項

- 1.本修繕は、経年劣化により計測精度の低下が著しい搬入計量装置のほか、データ処理装置の取替えを実施し、円滑な施設運営を行うものである。
- 2.別途契約の関連工事や修繕がある場合は、その担当者と協議のうえ円滑な進捗を計ること。
- 3.各種監督官庁その他への諸申請手続きを要する時は、受注者がこれに要する書類等を作成し一切を代行する。また、費用一切も受注者の負担とする。
- 4.施工中、施設等への損壊事故を起こした場合や、施工上必要な施設または設備への加工等を行った場合は、受注者の負担にて復旧すること。

### 第3節 特記事項

1. 本修繕で据付する機器は稼動時に支障が出ないように考慮すること。
2. 設計図書中に相互に差異のある場合は打合わせによる決定・指示した事項が最優先するものとする。
3. 本書及び図面に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、施工上当然必要な工事は受注者の責任において行う。また、費用一切も受注者の負担とする。
4. 機器等については機器使用承認図を提出するものとする。
5. 本修繕で機器類の運用及び維持管理上支障がある場合、監督員と協議を行い決定する。
6. その他、監督員の指示、承諾を遵守すること。

### 第4節 規格及び関係法令

1. 本工事の実施にあたっては、下記の規格規則等に準拠すること。
  - ① 機械、電気設備に関する技術基準を定める省令
  - ② 日本産業規格（JIS）
  - ③ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
  - ④ 日本電機工業会標準規格（JEM）
  - ⑤ 内線規程
  - ⑥ 三重県公共工事共通仕様書
  - ⑦ その他関連法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団発刊基準類

## 第5節 試運転調整及び検査

1. 機器類は、据付完了後、現場にて試運転調整を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で試運転調整が出来ない場合は、後日運転可能になった時行うものとする。
2. 工事完了後、完成検査を受けるものとする。完成時に別途発注工事との関連で機器類の運転が出来ない場合や、それに伴った検査を受けられない場合は、受注者は監督員の指示に従うものとする。

## 第6節 保証期間

1. 機器の保証期間は規定による引渡し完了後1年間とする。
2. 保証期間内に明らかに製作者の設計製作の不備に起因する故障あるいは事故が生じた場合は、24時間体制で対応すること。また、受注者の責任において直ちに修理又は取替えを行うこと。

## 第7節 提出書類（各1部）

1. 工事着工前
  - ① 工事着工届
  - ② 現場代理人等選任届
  - ③ 工事工程表
  - ④ 施工計画書
  - ⑤ その他必要なもの
2. 工事完成後
  - ① 工事完成届
  - ② 工事報告書
  - ③ 工事写真
  - ④ その他必要なもの

## 第8節 検査

工事完成後、完成検査を受けるものとする。但し、完成時に別途契約の関連工事等により検査を受けることができない場合は、発注者の指示に従うものとする。

## 第9節 留意事項

1. 修繕において使用する作業用電力（単相 100V、3 相 200V）及び機器類の洗浄水は発注者より支給するものとする。但し、特殊なものについては、受注者において確保すること。
2. 休日及び夜間作業は原則行わない。但し、施設の運転上やむを得ない時は、この限りでない。

### 3.労働災害の防止

修繕中の危険防止及び安全対策を充分に行い、また作業員への安全教育を徹底し労働災害の発生が無い様に努めなければならない。

### 4.現場管理

修繕中の搬入資材、資材置き場については、監督職員と充分協議し設備に支障が無い様計画し実施すること。

### 5.その他

修繕により発生する廃材等は、受注者の責任により関係諸法令を遵守し、適正な処分を行うとともに報告書を提出すること。

## 第2章 修繕仕様

### 第1節 対象機器仕様（既設仕様）

#### 1.トラックスケール

|         |                            |             |        |
|---------|----------------------------|-------------|--------|
| ① 型式    | TSS-L24P（薄型マルチロードセル式：4点支持） |             |        |
| ② 用途    | 取引証明用                      |             |        |
| ③ 被計量物  | し尿、浄化槽汚泥、灰、生ごみ             |             |        |
| ④ 数量    | 2基                         |             |        |
| ⑤ 使用範囲  | 30,000 kg～200 kg           |             |        |
| ⑥ 目量    | 10 kg                      |             |        |
| ⑦ 積算面寸法 | 3,000×7,500 mm             |             |        |
| ⑧ 検定    | 検定合格品…使用地域：10区（三重県） 検定交差   |             |        |
| ⑨ 精度    | 0 kgを超え                    | 5,000 kg以下  | ±5 kg  |
|         | 5,000 kgを超え                | 20,000 kg以下 | ±10 kg |
|         | 20,000 kgを超え               | 30,000 kg以下 | ±15 kg |
| ⑩ 使用電源  | 100V 60Hz                  |             |        |

#### 1-2.機構部

|       |                   |
|-------|-------------------|
| ① 型式  | シャローピット型、鋼板型鋼溶接構造 |
| ② 材質  | SS400             |
| ③ 付属品 | デジタルロードセル、和算箱     |

#### 2.操作ポスト

|         |                   |
|---------|-------------------|
| ①計量機制御部 | 自立型、ポール付、特殊二段、防雨型 |
|---------|-------------------|

#### 3.データ処理装置

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| ① 型式     | KPC-102型                      |
| ② データ処理部 | パソコン本体、モニター、集計プリンター、伝票発行プリンター |

## 第2節 修繕内容

### 1.対象機器

- ① トラックスケール 数量：2台

#### 【仕様】

秤量：30,000 kg 目量：10 kg 積載面：3,000mm×7,500mm

型式：シャローピットタイプ、デジタルロードセルタイプ

制御部：操作ポスト内臓型

塗装仕様：二種ケレン、下塗（エポキシ樹脂 120 $\mu$  赤錆色）、中塗（エポキシ樹脂 80 $\mu$  マンセ 10GY6/2）、上塗（エポキシ樹脂 80 $\mu$  マンセル 10GY6/2 骨材散布）

機械基礎、電気配線及び配管は既設流用とする

- ② 操作ポスト 数量：2台

#### 【仕様】

2段式指示計内臓型 ICカード仕様

タッチパネル、ICカードリーダー2段、伝票発行プリンター(サーマル式)2段

計量完了接点、アラーム接点、紙不足信号、保温用ヒーター

BOX、ポール材質：SUS製（塗装：マンセル 5Y7/1 半ツヤ）

機械基礎、電気配線及び配管は既設流用とする

- ③ データ処理装置

搬入計量装置用パソコン（計量システムソフト含む） 1台

液晶モニター 1台

伝票発行プリンター（サーマル式） 1台

卓上ICライター 1台

- ④ その他

ICカード 300枚

サーマル用紙 20巻

### 2.修繕仕様

- ① 納入機器

法定検査の対象である機器については、適切な検査を行うこと。

また、上位システム（中央監視データログシステム）との通信が従来通り、良好に行えること。

- ② 現地工事の制限

原則、搬入車両の受入制限は行わないものとする。

- ③ ICカード化への搬入車両への対応

現行のパンチカードから、ICカードへ変更になることに伴う、搬入業者・車両への周知、対応、受渡し、操作説明等について、監督職員と協議の上、必要な対応

を行うものとする。

④ 試運転確認・調整

修繕完了後、計量状況・通信状況等、異常がないことを確認すること。警報に関わる事項についても、模擬信号等により異常時に発報することを確認すること。また、上位システムとの通信確認も行うこと。

⑤ 納入後の運転説明

新たな計量方法になることから、現地工事完了後、機器の運転操作等を維持管理業者へ説明を行うこと。

⑥ 報告書

工事写真は、施工前後を同一場所で撮影し、施工前後が比較できるようにすること。修繕に伴い、既設流用設備や付帯設備について、損傷や不具合が確認された場合は、写真を含めた報告書を提出すること。

⑦ その他

仕様書に記載がない内容については、監督職員と協議し、その指示に従うこと。